

道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

自家用有償旅客運送の実施主体は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）において、「市町村」又は「特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人」等とされ、運送する旅客の範囲や運行管理の方法についても同様に法及び施行規則によって定められている。

自家用有償旅客運送の主な実施主体である「市町村」は、専従職員や財源の不足といった実施体制への課題を抱える一方で、学校や病院といった公的機関の統廃合により地域住民の移動は、市町村域を越えて広域化している。「交通空白」解消に重要なツールとしてその導入ニーズが高まっている自家用有償旅客運送の制度について、持続可能性を高め、地域による「交通空白」解消に向けた取組を促進していくためには、これらの課題に対応していく必要がある。

なお、本改正に伴い、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業について定められている国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年国土交通省令第 33 号。以下「特区法省令」という。）についても同様に改める。

2. 概要

（１）地域公共交通会議の任意構成員の拡大（施行規則第 4 条の 2 関係）

今般の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の改正により新たに、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会の（任意）構成員として、関係者間の連絡調整や連携促進を行う民間団体を「連携促進団体」として位置付けることとしている。

この「連携促進団体」について、自家用有償旅客運送の導入等に係る協議を行う地域公共交通会議においても関係者間の連絡・調整といった同様の役割を期待できることから、今般新たに、地域公共交通会議の主宰者である市町村長及び都道府県知事が必要と認める範囲で追加できる任意の構成員の例示として当該「連携促進団体」を追加することとする。

（２）自家用有償旅客運送の実施主体の拡大（施行規則第 48 条及び第 51 条の 3 並びに特区法省令第 1 条及び第 5 条関係）

施行規則第 48 条においては、法第 78 条第 2 号に基づき、市町村、NPO 法人以外の実施主体について定められているところ、市町村における実施体制の脆弱性を補うため、市町村に代わって自家用有償旅客運送を実施する主体として、

①都道府県（一又は複数の市町村の区域内で自家用有償旅客運送を行うことについて当該市町村と協議が調ったものに限る）

②一部事務組合、広域連合

③次に掲げる要件の両方を満たす法人として適当であると国土交通大臣が認めるもの

- ・地方公共団体が意思決定に関与している。

- ・旅客の運送以外の事業による利益を活用して当該運送を実施する。

を追加することとする。また、自家用有償旅客運送の登録申請時に、実施主体の適切性の判定に必要な書類の添付に関する規定を追加する。

（３）福祉有償運送の旅客の範囲の明確化（施行規則第 49 条関係）

施行規則第 49 条第 2 号においては、福祉有償運送の対象となる旅客の範囲について定められているところ、地域における福祉有償運送の導入促進に向けた運用の明確化を図るべく、18 歳未満の「障害児」についても、18 歳以上の障害者同様、福祉有償旅客運送の旅客の範囲に追加することとする。

（４）自家用有償旅客運送における運行管理の方法の最適化（施行規則第 51 条の 2、第 51 条の 13、第 51 条の 17 及び第 2 号様式並びに特区法省令第 4 条及び第 1 号様式関係）

施行規則第 51 条の 17 第 2 項においては、自家用有償旅客運送の運行管理の責任者の選任基準について定められているところ、今般、その選任基準について、地方部における自家用有償旅客運送の導入促進を図るべく、実稼働台数に応じた選任数に改めることとする。併せて、施行規則第 51 条の 2 に規定する自家用有償旅客運送の登録申請書の記載事項及び施行規則第 51 条の 13 に規定する登録事項変更届出書の記載事項についても実稼働台数に応じた選任数を申請者に申告させるよう改正するとともに、自家用有償旅客運送者登録簿の様式である第 2 号様式も所要の改正をするものとする。

（５）その他所要の改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和 8 年 9 月頃

施 行： 令和 8 年 10 月頃